

伊豆市小中学校の
適正規模と適正配置に関する答申書

平成 21 年 1 月

伊豆市教育振興審議会

目 次

はじめに	1
第1 伊豆市立小中学校の現状と課題	1
（1）学校規模等に関する現行制度	1
（2）児童生徒数の推移	2
（3）学校施設の状況	4
（4）学校規模からみた課題	4
第2 適正規模について	6
（1）適正な学校規模	6
（2）学級編成について	7
（3）適正な通学区域の設定	7
（4）指導体制の充実	7
（5）活力のある学校づくり	7
（6）より豊かな心を持った逞しい児童生徒の育成	8
第3 適正配置について	8
（1）地域としての歴史的、文化的まとめ	8
（2）通学距離、通学時間及び通学手段	8
（3）児童生徒数の推計	8
（4）適正配置の計画	9
第4 より質の高い教育の提供のための今後の検討課題	10
おわりに	11

はじめに

子どもたちへの質の高い学校教育を確保するために、学校規模の適正化等の検討が求められ、学習指導面、生活面、学校運営面などから慎重の審議を重ねてきました。

限られた期間内での審議故に、不十分な面も多々残ってはいますが、当面の方向性について一定の結論に達しましたので、ここに答申します。

第1 伊豆市立小中学校の現状と課題

(1) 学校規模等に関する現行制度

学校規模

小学校の規模は、「学校教育法施行規則」の第17条において、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。」と定められており、同規則第55条において、中学校も同様に12学級以上18学級を標準として定めています。

また、昭和59年に旧文部省助成課が作成した「これからの学校施設づくり」資料の中でも、学校の基本的条件を満たすための指標として、学校規模を学級数別に次のように分類しており、この資料においても12学級から18学級が「適正規模」に分類されています。

学校規模指標

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

(昭和59年 文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料)

伊豆市(市町村合併前においては、合併前の修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町を合算したものをいう。以下同様とします。)において、12学級から18学級を適正とする基準を当てはめると、いわゆる「適正規模校」は、小学校では12校中1校(修南小)のみであり、中学校では4校中わずかに1校(修中)だけという状況になっています。

学級編制

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条に定める標準に基づいて、県の教育委員会が基準を定めています。

県では、同じ学年の児童生徒で編制する1学級の人数の基準について、小学校・中学校とも、法律と同様に40人としながらも、小学校の1年生及び2年生と、中学校の1年生については、33人を超える学級に学級担任の加配を行っています。

伊豆市 20年度の1学級あたり人数別学級数

	15人以下	16～20人	21～25人	26～30人	31～35人	36～40人	計
小学校	24学級	12学級	27学級	10学級	7学級	1学級	81学級
中学校			4学級	6学級	16学級	7学級	33学級

通学区域

通学区域については、「学校教育法施行令」第5条第2項で、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合において、（中略）就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」とされています。

これを踏まえ、地理的条件や地域との関係等を考慮し、児童生徒の住所地ごとに就学しなければならない学校を定めており、これを通学区域としています。伊豆市では、平成20年度現在、小学校で12、中学校で4の通学区域を定めています。

教職員の配置

学校ごとの教職員数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、1学級あたりの児童生徒数40人とした上で、学校ごとの学級数によって標準的な数が定められています。

教職員の配置基準

学級数	小学校の標準教職員数	中学校の標準教職員数
複式学級	3～6人	-
1学年 1学級	7人	7人
1学年 1～2学級	8～15人	8～10人
1学年 2～3学級	16～21人	11～14人
1学年 3～4学級	22～28人	16～18人
1学年 4～5学級		20～22人

教科担任制をとっている中学校においては、国語、数学、社会、理科、英語の5教科に加え、音楽、美術、保健体育、技術、家庭の計10教科を賄わなければなりません。伊豆市は、全教科に専任の教職員を配置することは難しいのが現状です。

まして、1学年2学級の学校においても、同じ教科の教員が少ないため、共に研修し合う機会もない状況になっています。

教職員等の配置人員（平成20年度）

学校名	学級数 (普通)	校長 教頭	担任 外	担任	特 支 学 級	加 配	養 護	事 務	栄 養	事 務 用 務	栄 養 調 理	市支援		
												市 支 援	ALT 図 書 相 談 加 力 加 力	
小 学 校	修善寺	6	2	1	6		1	1	1		1	3	1	1
	熊坂	6	2	1	6	1		1	1		1	3	1	
	修善寺東	6	2	1	6		1	1	1		1	3	1	
	修善寺南	12	2	2	12	3	1	1	1		2	5	3	3
	土肥	6	2	1	6		1	1	1		1		1	
	土肥南	6	2	1	6			1	1		1			
	狩野	7	2	1	7		1	1	1		1		1	
	湯ヶ島	6	2	1	6			1	1	1	1		1	
	月ヶ瀬	6	2		5		1	1	1		1		1	
	大見	10	2	2	10		1	1	1		1		1	1
	大東	4	2		4			1	1		1		1	
	八岳	6	2	1	6			1	1		1		1	
小計	81	24	12	80	4	7	12	12	1	13	14	13	5	
中 学 校	修善寺	14	2	7	14	2	2	1	1	1	2		1	4
	土肥	5	2	3	5	1	1	1	1		2			4
	天城	7	2	4	7		2	1	1		2		1	4
	中伊豆	7	2	4	7		2	1	1	1	2		1	4
	小計	33	8	18	33	3	7	4	4	2	8		3	12
合計	114	32	30	113	7	14	16	16	3	21	14	16	17	

(2) 児童生徒数・学校数の推移

児童生徒数の推移

伊豆市において、児童生徒数が最も多かったのは、いわゆる「団塊の世代」の時代になりますが、小学校では、昭和33年の6,705人、中学校では、昭和36年の3,411人がピークであり、いずれも1学年あたり1千人以上の子どもたちがいたこととなります。

その後、全国的な少子化や過疎化の影響で、減少の一途をたどってきています。

児童生徒数の将来推計

平成20年4月現在、伊豆市に居住している0歳から15歳までの子どもたちの人口をもとに、児童生徒数の将来予測を行ったところ、いまの0歳児が小学校に入学することになる6年後の平成26年度の小学校の児童数は、1,270人(1学年あたり212人)となり、平成20年度と比較して、451人、約26%減少することが予測されます。

また、同じく平成26年度の中学校の生徒数は、822人(1学年あたり274人)となり、平成20年度と比較して、249人、約23%減少することが予測されます。

さらに、いまの0歳児が中学校に入学することになる12年後の平成32年度中学校の生徒数は、575人(1学年あたり191人)となり、平成20年度と比較して、

496人、約46%も減少してしまうことが予測されます。

児童生徒数の将来予測

	平成20年度	平成26年度 (H20比較)	平成32年度 (H20比較)
小学校	1,721人	1,270人 (26%)	
中学校	1,071人	822人 (23%)	575人 (46%)

学校数の推移

昭和29年当時の伊豆市に当る地区には、17校の小学校と、10校の中学校が設置されていました。その後の少子化や過疎化により、土肥地区で土肥南小学校(八木沢、小下田小学校が統合)、天城湯ヶ島地区では、狩野小学校(船原小学校を統合)、湯ヶ島小学校(持越小学校を統合)中伊豆地区では、大見小学校(白岩、八幡小学校が統合)統廃合が進められ、現在の12校になっています。

また、中学校では、昭和35年修善寺(東・南中学校を統合)、土肥(西豆中学校を統合)昭和38年上・中・下大見中学校を中伊豆中学校に統合、昭和43年の狩野・天城中学校の統合を最後に旧4町で各1校、4校の中学校が設置されています。

(3) 学校施設の状況

伊豆市立小中学校の学校施設は、全体として老朽化が進んでいます。建設後30年以上経過している学校は、小学校で3校、中学校で4校、そのうち40年以上経過している学校が、小学校で1校、中学校で3校という状況になっています。



昭和29年建設の土肥小学校校舎

昭和56年以前に建設され、新耐震基準を満たしていない校舎・体育館等については改築、耐震補強を進めています。耐震工事が必要な建物は、残り4校(6棟)となっています。

老朽化した校舎、設備も古くOA化による電気設備の不備による停電事故、水道管の老朽化による水質汚濁なども発生しています。

(4) 学校規模からみた課題

小規模な学校の問題点

過去におけるPTAの会合や、平成20年11月に4地区で開催した「学校再編成を語る会」において、小規模校の教育内容などについての意見を集約することができました。学校規模によるメリットとデメリットの因果関係は必ずしも明確ではありません。

せんが、クラス替えができないということは、教育上の大きな問題を認めることができます。

小規模校のメリットとデメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人に直接的な指導を行いやすく、児童生徒に応じた学習指導が可能となり、底上げが期待できる。 ・授業や運動会などの学校行事において出場や発表の機会が多く、児童生徒に多くの経験をさせやすい。 ・児童生徒一人一人への目が行き届きやすく、健康管理や安全管理を徹底しやすい。 ・タテ割りグループを取り入れて交流を図りやすく、より良い縦の人間関係を形成しやすい。 ・学校備品や学校施設が十分に活用できるため、余裕をもった学習展開ができる。 ・指導方針などについて、教職員間の共通理解、合意形成が図りやすい。 ・PTA（保護者）や地域からの協力が得やすく、交流が図られやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な価値観を取り入れる機会に乏しいため、知的刺激が少なく、また考えを深める学習ができにくい。 ・学級対抗がないなど、児童生徒間で刺激しあい切磋琢磨する機会に恵まれにくい。 ・集団としての規模が小さいため、社会性などが育ちにくい面がある。 ・友人などの人間関係の固定化、序列化を招くおそれがあり、いじめ等の問題が生じた場合影響が残りやすい。 ・集団学習活動や部活動など、多種多様な興味や関心に応じにくく選択の幅がない。 ・学校施設の清掃や施設設備の維持管理が行き届かなくなるおそれがある。児童生徒への負担も大きい。 ・教職員の配置が少ないため、一部の教科や部活動で、専門的知識と経験のある教職員が配置できない。 ・学年や教科ごとに複数の教職員を配置できないため、教職員間の意見交換が少なく活性化しにくい。 ・教職員の配置が少なく、一人の教員が多くの校務分掌を処理しなければならないため、負担が大きい。 ・保護者の数が少ないため、PTA活動がマンネリ化や沈滞化したり、組織編成が困難になる。

学校運営上の教職員の負担

各学校には、学校を組織的に運営するため、校長及び教頭のほかに教務主任、研究主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事又は司書教諭を置くことになっています。

このうち、教務主任、研究主任、生徒指導主事及び進路指導主事（中学校のみ）は、

学校の規模に関わらず全ての学校に置かなければなりません。

こうした主任業務は、研修や出張の機会も多いために学校を不在にすることも少なくありませんが、配置される教職員が少なく代替（振替）が困難である場合は、自習で対応せざるを得ないような状況になっています。

厳しい財政状況下における教育行政

適正規模によって学校を再編し、結果的に学校の数を減らしていくことは行財政改革を主眼とするものではありません。しかしながら、近年の厳しい財政状況下で、教育であるからといって潤沢に予算を確保することは、かなり難しい状況になっています。教育の場においても、特に施設管理費等のさらなる効率化と合理化によって自ら財源を捻出し、教育の内容そのものを充実するための予算を確保していかなければならない状況になっています。

学校規模からみた課題

小規模化に伴う問題点を整理してみると、次のような課題がみえてきます。

- ・メリットとデメリットを解消すること。
- ・部活動の選択肢を広げること
- ・学校運営の活性化を図ること
- ・地域間格差を解消すること
- ・教育財源の効率化と合理化

総合的な教育効果を確保するためのとるべき方策とした、小中学校の適正化を進める必要があります。

第 2 適正規模について

子どもたちに対する教育を効果的かつ十分に行うとともに、全市的に教育の機会均等を図り、公平かつ一定水準以上の教育を実現し維持していくためには、それにふさわしい学習環境として、ある程度以上の学校規模を確保することが必要です。

（１）適正な学校規模

小規模校のメリットとデメリットがあることや、伊豆市の地理的状况等も考え、小規模におけるメリットを残し、また、最大限に活かしながら、デメリットを解消することのできる規模が適正規模であると考えます。

集団の中で日常的に切磋琢磨することや、多様な集団を経験することにより対人関係能力を養い、豊かな学力や逞しい心身を持ち、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成するための適正規模を、クラス替えができる 12 学級から 24 学級を理想とします。

小学校の適正規模

様々な弊害が著しい複式学級を解消するとともに、今後複式に移行する学校の再編

を順次進めることが必要です。また、小学校は大多数の学校規模が1学年単学級という現状を踏まえ、将来の児童数や、地域で育むという部分が大いことを考慮して、最高でも18校を目標とします。

また、地域で育むという部分が大いことから、地域との関係に配慮したものにすることが望ましいが隣接地域の見直しにより1学年2学級規模の学校を目標とする。

中学校の適正規模

中学校については、学校規模が学習環境に与える影響が大いことから、以下の点を踏まえ、1学年3学級以上を適正規模とします。

- ・ 活気ある集団の中で人間関係を築きながら社会性を育むとともに、生徒同士の切磋琢磨の中で刺激し合いながら協調し、向上心を育むことができる規模であること。
- ・ 生徒の個性や自主性を伸ばすために、部活動等において、多種多様な選択に応えることができる規模であること。
- ・ 必要かつ十分な授業時数を確保しつつ、子どもと接する時間をできる限り多くし、確実に教育効果を上げることのできる教職員の数が配置できる規模であること。
- ・ 全教科に免許所有教員の配置が可能となる規模であること。
- ・ 1学年3学級(9学級)以上では、教職員の配置数が15名以上になり、特に5教科(国語、数学、社会、理科、英語)において複数の教職員を配置することが可能となり、教科ごとに教職員間の意見交換や切磋琢磨、複眼による研究が可能で相互協力が可能となる規模であること。

(2) 学級編成について

小学校の場合は、今後も少子化によって、1学年単学級で、かつ15人以下の少人数学級が増えることが見込まれます。国では、こうした現状に対し、所要科目においては教員の加配等による少人数指導等を実施していますが、市単独で少人数学級を維持するには、教員採用面で、多大な費用がかかってきます。そこで学級編成においては、国・県の基準に拠るとして、1学級の人数は25~30人を理想とします。

(3) 適正な通学区域の設定

統合による各小学校の学区は、児童の交友関係や地域の実情等にも十分に配慮し、現在の学区を分断しないことを基本とする。

(4) 指導体制の充実

指導体制の充実は、教育効果を高めるため必要な条件です。適正規模の学校とすることで、学級数の増加に伴い、教員も増員し、中学校では専門教師の配置が可能になります。また、校内での教員相互の研修機会も増え、教員の資質及び指導力の向上にも結びつくことが期待できます。

(5) 活力ある学校づくり

小規模校には小規模校なりの良さがたくさんあることは事実です。先生の目がきめ

細かく届き、異年齢集団が形成されやすく縦の繋がりが深くなることなどはその典型です。しかし、子どもたちが少ないと、お互いが切磋琢磨しながら伸びていこうとする面で、刺激が不足しがちですし、人間関係が固定化し多様な意見に触れる機会が少なくなることが懸念されます。

一定規模の学校集団の中で更に活発な学校生活を送り、お互いに刺激し合いながら活力ある学校を作っていくことは、教育効果の一層の向上に繋がると考えます。

(6) より豊かな心を持った逞しい児童生徒の育成

子どもの成長過程においては、大きな集団の中で生活できる力を身につけていくことは重要なことであり、多くの友達と交わり、人間関係を広げることのできる環境作りが大切です。このことにより、他人の良さを知り、人を思いやる豊かな心を育むこと、さらには自分の大切さも知ることなど可能性が大きく広がります。

また、集団が大きくなれば、ダイナミックな活動が可能となり、特に中学校では、様々な教育活動の中で、協調性を養い、個性・能力を伸ばし逞しい人材を育成することが期待できます。

第3 適正配置について

適正配置の具体的な方法は、通学区域の変更、学校の統廃合等が考えられ、適正規模の安定的な確保とバランスのとれた学校配置を基本として、地域社会との関わり、通学距離、通学時の安全性、地理的条件、児童生徒数の推計など十分考慮しながら対応していく必要があります。

(1) 地域としての歴史的・文化的まとめ

適正規模、適正配置が不可欠であるとはいえ、現在の通学区域も含め、地域にはそれぞれ歴史的、文化的なつながりがあります。

通学区域の見直しにあたっては、こうした地域の歴史的、文化的つながりに十分配慮し、合併前の行政区域や、既存の中学校の区域、小学校の区域や、地区公民館の区域などをいたずらに分割することのないよう設定する必要があります。

(2) 通学距離、通学時間及び通学手段

通学区域が広大になる地域については、スクールバス、通学費補助などを検討し、通学費については基本的に負担が生じないように対策が必要です。

(3) 児童生徒数の推計

平成17年度以後、市内の新生児誕生数が200人を下回り、平成19年度では170人台となっています。長期的展望に立って10年以上先を見据えたとき、小学校では全市的にもれなく1学年2学級を確保するためには、市内に5校の小学校を配置、中学校は2校することが最善と考えました。

(4) 適正配置の計画

(小 学 校)

計画区分		前期計画					後期計画					
年度区分		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
小 学 校	修善寺						2校に再編					
	熊坂											
	修善寺東											→
	修善寺南											
	土肥		→									
	土肥南											
	湯ヶ島					→						
	月ヶ瀬					→						
	狩野					→						
	大見		→				→					
	大東						→					
	八岳					→						

平成 22 年 4 月複式学級及び複式学級が実施される学校を統合する。

平成 24 年 4 月天城地区の 3 校を統合する。

平成 25 年 4 月八岳小学校を統合。

平成 26 年 4 月修善寺東小学校を修善寺南小学校へ統合。

平成 28 年 4 月修善寺地区の児童数 2 校に再編する。

小学校別児童数(平成 19 年度末の出生数での推移)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
熊坂	182	187	171	156	157	136	128	
修善寺	151	146	149	158	159	145	141	
修善寺南	294	280	277	278	271	252	359	
修善寺東	156	154	141	139	135	133		
狩野	177	166	136	121	271	248	239	
月ヶ瀬	74	64	70	65				
湯ヶ島	109	98	94	86				
大見	270	269	297	299	272	318	284	
大東	39	41						
八岳	85	78	74	70	75			
土肥	132	120	161	151	139	128	120	
土肥南	61	62						

(中 学 校)

計画区分		前期計画					後期計画				
年度区分		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
中 学 校	土肥						2校に再編				
	天城										
	修善寺										
	中伊豆										

第 4 より質の高い教育の提供のための今後の検討課題

適正規模と適正配置を進めるとともに、伊豆市のより質の高い教育の提供を図るため、引き続き以下の点について検討を重ねるよう希望します。

- ・ 小学校の通学区域の見直しに関する事。
- ・ 今後の教育制度改革などに適切に対応していくための手段としての、小中、中高又は小中高の一貫教育の導入に関する事。
- ・ 家庭での役割、地域での役割、そして学校で果たすべき役割の分担等について再考し、子どもの教育に効果を発揮することができるような体系づくりに関する事。
- ・ 子どもが切磋琢磨し、刺激し合いながら、協調し、向上心を養うことができ、様々な体験を通じて豊かな心を育むことができる環境づくりに関する事。
- ・ 再編された地域コミュニティーの醸成。

おわりに

近年の少子化や核家族化の進行など、家庭や地域における教育環境が変化してきている中、学力を身につけることはもとより、集団生活を通じて切磋琢磨し、向上心を培いながら、子どもたちが健やかに育つための場としての学校の役割は益々大きくなってきています。

伊豆市の子どもたちが、小・中学校の9年間で、一人ひとりの個性を伸ばしながら、社会に出て行くために必要な「生きる力」を身につけ、未来に向けて逞しく羽ばたいていけるよう、学校関係者、保護者、行政と地域の方々の全てが、いま置かれている状況を十分に理解し、お互いに力を合わせてこの課題に取り組む必要があります。

魅力ある学校づくり、特色ある学校づくりに向けて、関係各位の更なる努力を強く希望します。

平成 21 年 1 月

伊豆市教育振興審議会

会 長	佐 藤 雪 子	委 員	田足井みさ子
副会長	澤 木 育 子	〃	浅 井 康 司
委 員	佐 藤 三武朗	〃	土 屋 はるみ
〃	佐 藤 勝 恵	〃	石 井 宏 一
〃	高 橋 猛 夫	〃	大 木 誠
〃	水 口 はるひ	〃	青 木 靖
〃	鈴 木 正 志		